



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔政 令〕

○新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令（四二）

○道路交通法施行令の一部を改正する政令（四三）

〔最高裁規則〕

○大法院首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則（最高裁五）

○最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則（同六）

○不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則（同七）

○裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則等の一部を改正する規則（同八）

〔省 令〕

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三二）

○アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（農林水産八）

〔告 示〕

○消防法第十七条の十一第一項に規定する指定講習機関を指定する件（総務四七）

○フィジー共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務五五）

○外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とコソボ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同五六）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件（同五七）

○防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（同五八）

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働四七）

○アリモドキゾウムシの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（農林水産四〇六）

○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛五一）

○自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示の一部を改正する告示（同五二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

産 業

日本産業規格（厚生労働省）

勞 働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する告示（東北運輸局最低賃金公示二、関東同二、中国同二）

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第四十三号（警察庁））

- 1 大型自動車等のうち専ら人を運搬する構造のもの以外のものが高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を九〇キロメートル毎時とすることとした。（第二十七条第一項関係）
- 2 この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政

令

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十三号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二條第一項及び第百十四條の六の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項第一号イ及びロ中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第二号中「前号イからへまで」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 大型自動車のうち前号イに掲げるもの以外のもの及び中型自動車のうち同号ロに掲げるもの以外のもの 九十キロメートル毎時

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この政令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

内閣総理大臣 岸田 文雄